コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Yamami Company

最終更新日：2017年10月3日
Ｊーやまみ
代表取締役社長 山名　清
問合せ先：取締役管理本部長　林　辰男
証券コード：2820
http://www.yamami.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的に収益を拡大し、企業価値を向上していくために、経営管理体制を整備し、経営の効率性と迅速性が必要と考えております。
また、事業活動を通じて社会への貢献を行うと同時に各ステークホルダーに満足していただくべく取組みを進めてまいります。
経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性と客観性を確保し、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ＹＭコーポレーション	2,402,000	37.67
山名　徹	1,200,000	18.82
山名　清	909,600	14.27
山名　睦子	559,600	8.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	277,000	4.34
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	65,300	1.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	49,100	0.77
やまみ従業員持株会	45,700	0.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	45,300	0.71
山名　昭典	40,000	0.63

支配株主 (親会社を除く) の有無	山名　清、山名　徹
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	食料品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主等と取引を行う場合には、取引条件の妥当性、取引の必要性等を検討したうえで、取締役会に付議して承認を受けることにしております。

上記の承認手続きにより、当社の少数株主の利害を損なうことのないように対応しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
恩地　良憲	他の会社の出身者											
七川　雅仁	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恩地　良憲	○	（有）晶　代表取締役及び恩地社会保険労務士事務所所長を兼任しております。当社と両法人との間に取引関係及びその他利害関係はございません。	社会保険労務士として、雇用関連に関する豊富な経験と専門的知見を有し、取締役会において意見の提示や経営の健全性の確保するために選任。 独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。
七川　雅仁	○	七川公認会計士税理士事務所長、（合）ピー・エム・エー・コンサルティング代表社員及びＡＣアーネスト監査法人代表社員を兼任しております。 当社と両法人との間に取引関係及びその他利害関係はございません。	会計の専門家としての豊富な経験、知識を有し、取締役会において意見の提示や経営の健全性の確保するために選任。 独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に開催される会議における業務報告等を含め、必要に応じ情報交換を行い相互に連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松浦　茂	他の会社の出身者							△						
濱田　隆祐	公認会計士													
山脇　将司	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦　茂		社外監査役の松浦茂氏は当社の主要な取引先である（株）広島銀行の出身者であります。当社は（株）広島銀行との銀行取引があり、平成29年6月期では249百万円の借入残高が存在しています。	金融機関での経験や幅広い見識などがあり、また当社との間に特別な利害関係がないことから公平、客観的な立場からの監査が可能となり監査体制の強化に寄与することが可能と判断し選定しました。

濱田　隆祐	○	濱田会計事務所所長、クレアビズコンサルティング㈱代表取締役を兼任しております。当社と両法人との間に取引関係及びその他利害関係はございません。	公認会計士及び税理士として培われた会計・税務の専門知識と経験があり、客観的且つ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断して選任。 独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。
山脇　将司	○	山脇・山内法律事務所所長を兼任しております。当社と両法人との間に取引関係及びその他利害関係はございません。	弁護士として培われた法律に関する相当程度の知見を有しており、客観的且つ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断して選任。 独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たすものをすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員に対して新株予約権を割当ることを、平成28年の定時株主総会において決議しております。
（新株予約権1個当たりの株式数は、普通株式100株）
平成28年度　628個（取締役4名で250個、従業員35名で378個）
なお、平成29年の定時株主総会にて、取締役に対して250個を上限とし、また、従業員に対して371個を上限として、新株予約権を割当ることを決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブ制度を導入しており、平成28年9月28日開催の定時株主総会及び取締役会の決議により新株予約権を割当てております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別の報酬開示の実施はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、業績や貢献度を総合的に勘案し、株主総会で決定される報酬総額の限度内で取締役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会及び監査役会については、取締役及び監査役と協議のうえ年間実施予定日を定め、年間スケジュールに沿って開催しております。取締役会及び監査役会ともに開催の3日前までに議案の説明資料、添付資料を電子メール等にて配布しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社であります。
(取締役会)
当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で運営しており、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要事項を決定するため、定時取締役会として毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社では、取締役会は経営の意思決定を行うとともに、月次予算統制そのほか重要事項の報告により取締役の職務の執行状況を監督する機関と位置づけております。さらに当社の取締役会におきまして、取締役は代表取締役も含めて対等な立場で意見を取り交わし、意思決定を行えるような体制となっております。

(監査役会)
当社は会社法および会社法関連法令に基づき、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成しており、当社取締役会及び従業員の決定事項並びに業務執行についての適法性、妥当性を監視しております。

(コンプライアンス委員会)
当社は「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンス委員会を設置しております。委員長を代表取締役社長とし、常勤の取締役、監査役により構成しており、年4回の定時開催の他、緊急時の臨時開催も規定されております。法令遵守を含めた企業リスクの検討及び対応をおこなっております。

(経営会議)
当社は、当社内の本部長、各部長、各工場長、常勤取締役、常勤監査役の出席する経営会議を毎月開催しております。経営会議では、出席者からの業務の状況報告による情報共有をしているほか、予算作成上の審議等を行っております。

（内部監査室）
内部監査室は、内部監査室長1名の体制となっており、業務の問題抽出を主な業務として、各部門の業務監査を実施しております。
内部監査にあたっては内部監査計画を策定し、内部監査を実行する上で適宜、監査役会、会計監査人との間で情報交換を行う等の効率的な監査を行うとともに、代表取締役への報告を行い、会社全体の法令遵守体制、業務効率化を促進しております。

（会計監査人）
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山村竜平及び笹山直孝であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他5名であります。
会計監査人は、監査役会との間で相互に監査計画の確認と定期的な監査進捗の報告等を行っております。また内部監査室との間においても監査計画と代表取締役社長への内部監査報告の確認と必要に応じたヒアリングを行うことにより効率的な会計監査を実施しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

食品製造業のうち、当社の属する豆腐等製造販売事業の分野におきましては、賞味期限が短く、非常にスピードが重視される事業であることから、迅速な経営判断が要求されます。
そのため、各本部長及び重要拠点である関西工場には取締役を置き、迅速な経営判断を下す体制を敷いております。
各取締役は互いに業務の連携を保ちつつ、経営の判断の妥当性や適法性を担保するため毎月定期的に開催する取締役会において職務の執行状況を監視する体制を採っております。また、社外取締役、社外監査役が公正かつ客観的な立場で合法性と合理性の観点から監視を行っています。
当社は、監査役会を設置し、社外監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。取締役会、監査役会及び他の機関が、それぞれの機能を十分に発揮することで経営の効率性、透明性が確保されているという判断から現体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	6月決算会社の株主総会集中日を意識しながら株主総会開催日を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回、決算発表（第2四半期、本決算）後に定期的に決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料や投資家向けの決算説明会資料を当社ホームページに記載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室を担当部門といたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念として「全てのステークホルダーの満足」を目指しております。 当社では消費者の安全・安心に対する要求に応えるため、品質管理の徹底と顧客満足度の向上を目指しています。その一環として、食品安全衛生の国際規格であるFSSC22000の認証を本社工場と関西工場にて取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社におけるコンプライアンスの基本原則として「株式会社やまみコンプライアンスガイドブック」を定め、社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。

② コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長として取組みを推進するとともに、部門を統括する取締役、部長をコンプライアンス部門責任者として所属員の指導を行い、法令遵守を徹底する。

③ 当社の役員、社員をはじめとする全ての従業員が組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めた「公益通報者保護規程」を定めて、常勤監査役に報告するものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。

② 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では管理部が状況を フォローしている。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各部門におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。

② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

③ 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則について「危機管理規程」を定め、その周知を図る。

④「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部門と報告体制を明確にする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、権限委譲により、経営課題に対する迅速な意図決定と機動的な職務執行を推進する。その具体的な内容は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に明示する。

② 取締役会は取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。

③ 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の達成状況を監督する。

④ 社内規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすい体系となるよう改定に努める。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

① 当社に関する重要事項

② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 法令・定款違反事項

④ 毎月の経営状況として重要な事項

⑤ 内部監査部門による監査結果

⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に 出席して報告を受ける体制を確保する。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して内容を確認し、意見を述べることが可能な体制とする。

監査役会は、定期的に監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、管理部を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理本部長が参加し、経営会議、取締役会にて報告、説明することにより、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

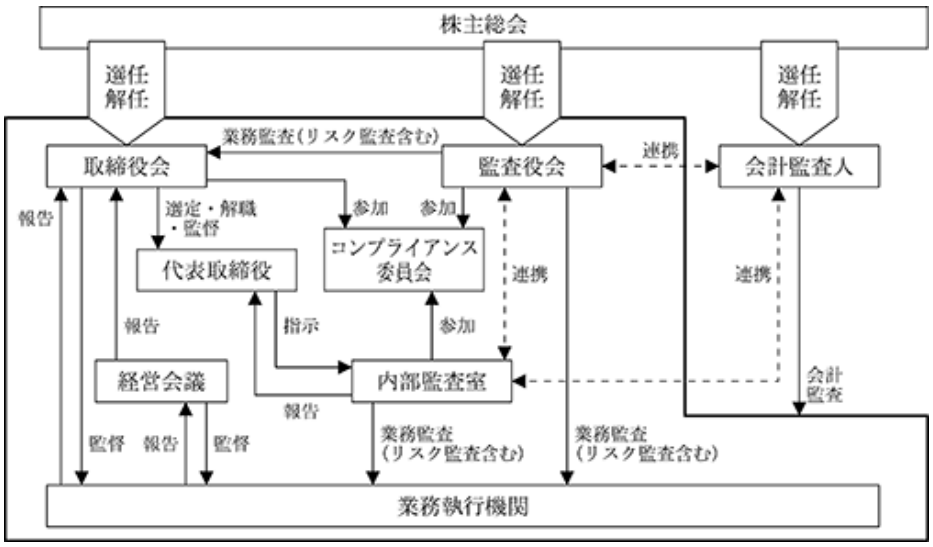
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の現状において、買収防衛策については、必要ないと考えております。

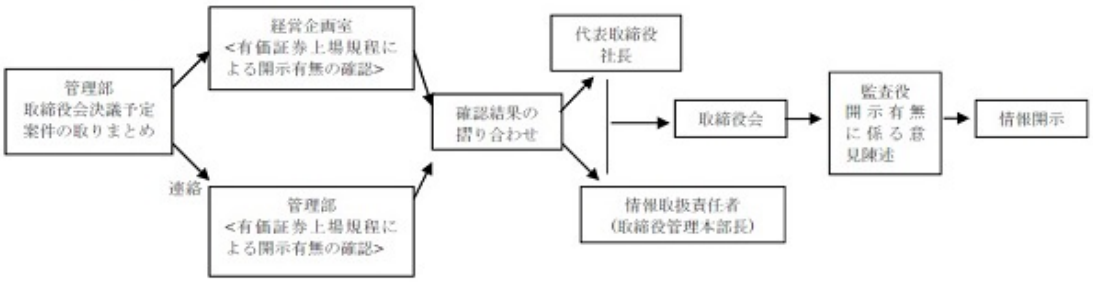
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



【適時開示体制の概要】

<決定事実・決算に関する情報等>



<発生事実に関する情報>

